

IT導入補助金 (サービス等生産性向上IT導入支援事業)

事業目的

本事業は、国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、生産性の向上に資する要素として「ITの利活用」を設定した上で、こうしたITツール（ソフトウェア、サービス等）のサービスを導入しようとする事業者に対して、その事業費等の経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者の経営力向上を図ることを目的としています。この際、補助対象となる中小事業者等の申請をとりまとめ、ビジネスプロセスを抜本的に効率化すべく、単体機能でのITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入支援ではなく、複数の機能をパッケージ化したサービスの導入支援を行うことで、生産性の向上効果を最大限引き出すことを目指します。

本事業の概要

○補助対象者

日本国内に本社及び事業所を有する**中小企業者等**に限ります。

【本事業における中小企業者等とは】

- ・「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定されている資本金・従業員規模の一方が規定の数値以下である場合（個人事業主を含む）
- ・企業組合、協業組合等の組合関連
- ・医療法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人

○補助対象費目

IT導入支援事業者が、あらかじめ事務局の承認を受け、事務局のHPに補助対象サービスとして公開されたITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象となります。

注意点

ハードウェアは対象外となります。

HP開設・運営、クラウドサービス等の利用料は導入後の1年間が対象となります。（既存HPの更新・改修費用は含みません）

※詳しい費目については、ITツール（ソフトウェア、サービス等）登録要領P4～P5『（4）サービス、ソフトウェア導入費に含まれる経費』をご参照ください。

○補助上限・下限、補助率

補助対象経費の区分に対し補助率を乗じて得られた額の合計について、補助上限・下限額の範囲内で補助します。

補助対象経費区分	ソフトウェア、サービス導入費
補助率	2/3 以内
補助上限額・下限額	上限額：100万円 下限額：20万円

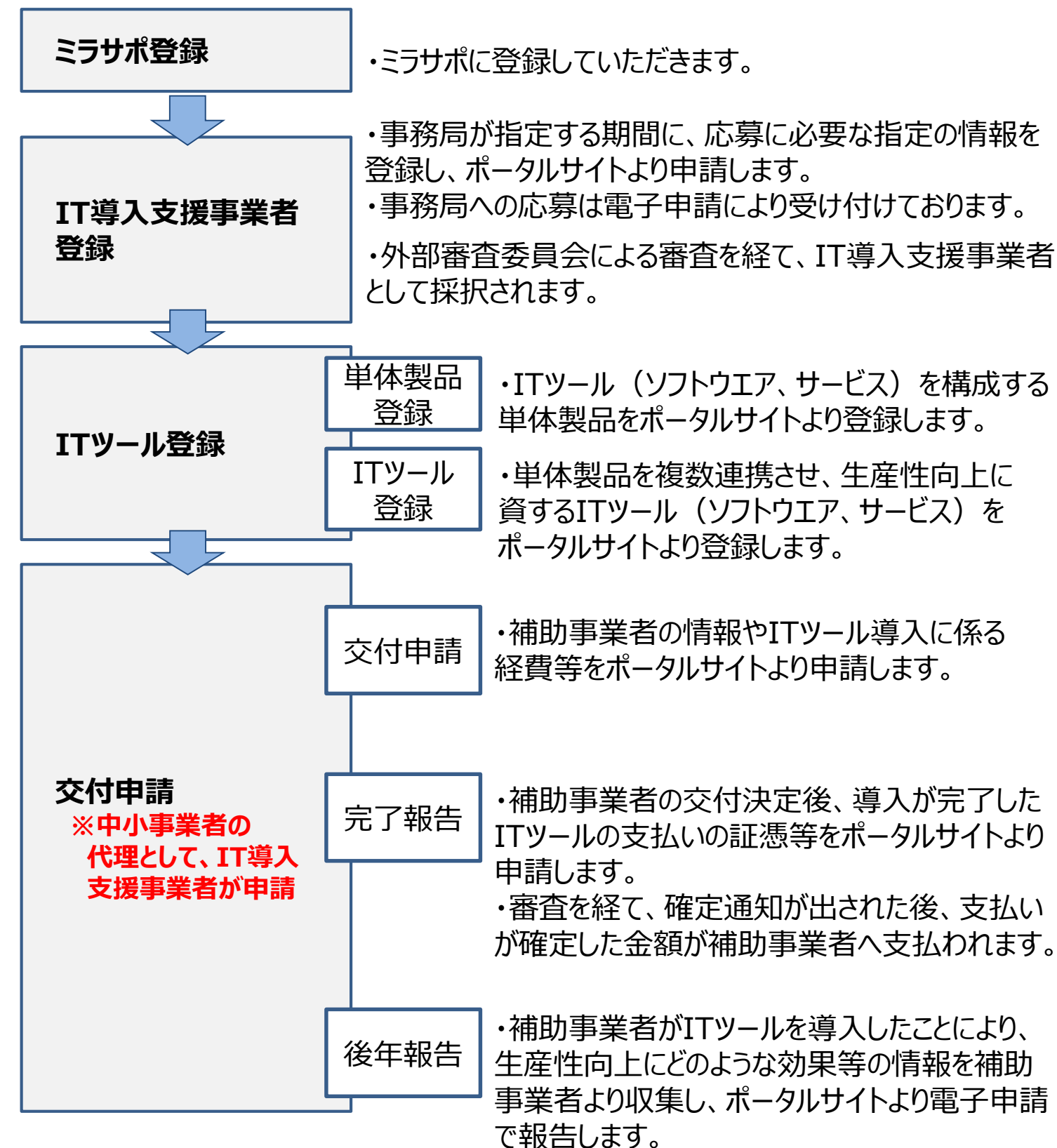
※補助金は、補助対象者に直接事務局より支払う
※補助金額の1円未満は切り捨てとする

○IT導入支援事業者

ITツールの登録を行いつつ、補助事業者に代わり申請等を行う者として、事務局に申請し登録された者を「IT導入支援事業者」とします。

本事業の大まかな流れ

※各種申請は電子申請により受け付けております。



※詳しくは、『IT導入支援事業者応募要領』P4～P7をご参照ください。

OITツール（ITツールパッケージ）の登録申請・採択（登録完了）について

【ITツール（ソフトウェア、サービス等）の定義】

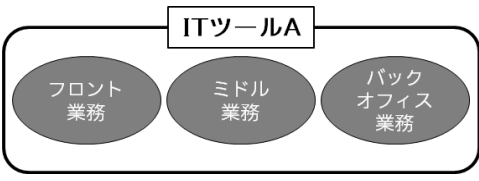
サービス産業等における業務機能を下記の3つに大別します。

- ①顧客と対面し、売上げを作り出す「**フロント業務**」
- ②原価・納期・在庫などを管理し、フロント業務を支える「**ミドル業務**」
- ③会計や給与等を把握し、下支えとなる「**バックオフィス業務**」

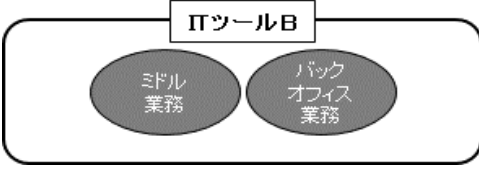
この3つの業務に機能するITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入・活用することで各機能が有機的に連携し、抜本的な生産性向上を実現することを目指します。

	業務・役割	対象者
フロント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・既存顧客の維持、新規顧客の拡大（広報、マーケティング） ・顧客の利便性の向上（カード決済、コミュニケーション、販売方法） ・販売業務と確実な回収（決済） ・売上げを作り出す＝売上高に寄与 	・顧客
ミドル業務	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客の動向を捉え、フロント業務のサポートのプロセス（顧客管理） ・フロントの原資を生み出すプロセス（納期管理、工程改善、材料等発注等） ・適切なスケジュールと人員計画を管理するプロセス（納期管理、工程改善、人員配置） ・品質を高め付加価値を高めるプロセス（品質管理） ・原価・利益コントロールを行う＝原価低減、労働時間・人員配置に寄与 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕入れ業者 ・外注業者 ・設備業者
バックオフィス業務	<ul style="list-style-type: none"> ・外部への正確な報告（決算・税務） ・フロント業務要員・ミドル業務要員を下支えする職場環境の確保（給与等） ・会計、債権などの動きを正確に把握＝業務改善の基礎となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士／社労士 ・金融機関（銀行・信金・信組） ・株主等ステークホルダー

【ITツールの組み合わせ例】

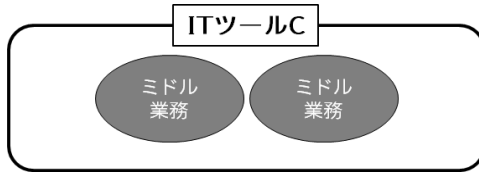


▶ フロント業務・ミドル業務・バックオフィス業務の各業務区分を有するため、登録要件を満たしている。



▶ ミドル業務・バックオフィス業務という2つの業務区分を有するため、登録要件を満たしている。

同一の業務区分のみで構成する場合は、より確実に生産性の向上を見込むことができる組み合わせとなるよう、生産性向上指数において該当する業務区分の作業比率の合計が50%（【参考様式】指数フォーマット参照）を超える組み合わせを推奨する。



▶ ミドル業務のみでの構成のため、登録は可能であるが、このITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入できる業種と組み合わせは**限定されます。**

本事業において補助対象とするITツール（ソフトウェア、サービス等）は、こうした狙いのもと、フロント業務、ミドル業務、バックオフィス業務を広くサポートし、面的な効率化や事業拡大を支えることを目的として、フロント業務、ミドル業務およびバックオフィス業務のうちから、コア機能を2つ以上含むITツール（ソフトウェア、サービス等）を登録の必要条件とします。なお、ITツール（ソフトウェア、サービス等）を構成する単体製品やコア機能の数については上限を設けません。

○事業スケジュール

※**交付決定前に行われる事業**については、**補助対象外**となりますのでご注意ください。

IT導入支援事業者の登録申請	一次公募 ※終了しました	登録申請	平成28年12月16日（金）～平成29年1月17日（火）
		採択決定	平成29年1月27日（金）
IT導入支援事業者の登録申請	二次公募	登録申請	平成29年2月10日（金）～平成29年5月31日（水） 予定
		採択決定	IT導入支援事業者の二次公募の登録申請状況を鑑み、 平成29年3月10日（金）18時15分までに登録申請があった事業者について、3月中旬に採否の決定を行います。 採択された事業者は検索画面から確認していただけます。 ※上記期日以降もIT導入支援事業者の募集は行います。
ITツール（ソフトウェア、サービス等）の登録申請	募集期間	随時	
	採択決定	随時	
交付申請完了報告	一次公募	交付申請期間 ※終了しました	平成29年1月27日（金）～平成29年2月28日（火）17時
		事業実施期間	交付決定以後～平成29年5月31日（水） ※上記期間内に導入および支払いを完了してください。
	完了報告期間	事業完了日から起算して30日を経過した日又は平成29年6月15日（木）のいずれか早い日まで	
	二次公募	交付申請期間	平成29年3月中旬～平成29年6月末 予定
事業実施期間		決定次第、本ホームページにて公表します。	
	完了報告期間	決定次第、本ホームページにて公表します。	

IT導入補助金ホームページ

<https://www.it-hojo.jp>

ミラサポ ホームページ

<https://www.mirasapo.jp>

お問い合わせ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（祝日除く）

TEL:0570-013-330